

# 高山寺蔵林寛本について

松本光隆

はじめに

漢文訓読語史研究においては、主たる研究対象資料である訓点資料が一等資料として存すること、また、その一等の加點資料が大量に存するという言語資料としての特性を抛り所に、ある程度纏まって伝えられている個人の加點資料を問題として、加點者個人または訓読者個人の言語あるいは言語生活に焦点をあてようとした研究は少なからず行われてきたように認められる。平安時代の漢文訓読語史研究についていえば、例えば夙には、専らの関心は、訓読者個人の訓読語というよりは、むしろ後世における伝承の問題として論ぜられたもののようにあるが、平安初期の学僧、明詮に関する諸論が存する。また、ある寺院の経蔵に比較的纏まった形で伝えられた個人またはある個人に関連する寺院の訓読語資料をもとに、その寺院の経蔵が、いかに形成されたものかの問題の解明を一つの意図としつつ、訓読者個人の言語に迫ろうとした研究も存する。あるいは、ある加點者の資料を広く求め、その加點資料の言語的性格を明らかにしようとしたものも存する。稿者も、かかる意図の下に、院政期の天台宗山門派の僧、覚成をとりあげて、高山寺の経蔵本に基づいて論じたことがある。

高山寺の経蔵には、僧林寛の書写・加點になる聖教がある程度纏まって伝えられているが、本稿は、この林寛本を中心に、院政期の真言宗広沢流の学問研究の一端、延いては、院政期における訓読の実態の一端を考察しようとするものである。

## 一、僧林寛について

僧林寛は、院政初期に生まれ、院政期前半に活動した、真言宗広沢流仁和寺に関係した僧侶である。僧伝や血脈、院家記の類には、

### ○静定院

林寛信乃阿闍梨 静定房本願

仁任僧都 (以下略) (仁和寺諸院家記、心連院本)

### ○静定院

林寛阿闍梨 静定房、後隆果已講付法

保安元年八月廿二日、受之、色衆六口

(仁和寺諸院家記、恵山書写本)

### ○大法師隆眞 付法二人。已灌頂。号淨定房。

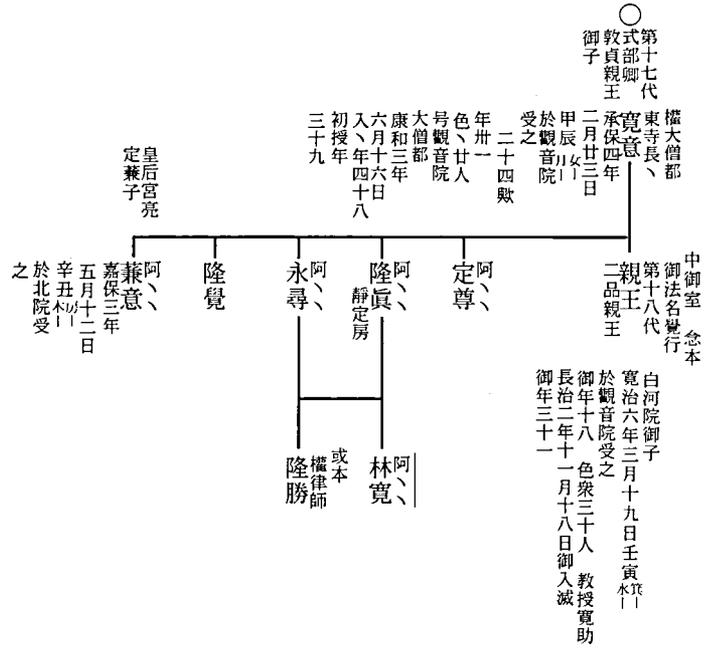
林寛 信乃阿闍梨。淨定院。三十七。

保安元年八月二十二日庚寅鬼宿受之

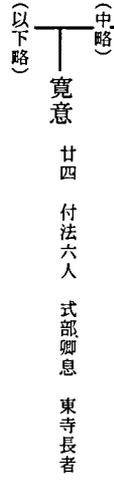
色衆六人

隆勝 樂生房律師。保安二年十月四日卒。

(血脈類聚記)



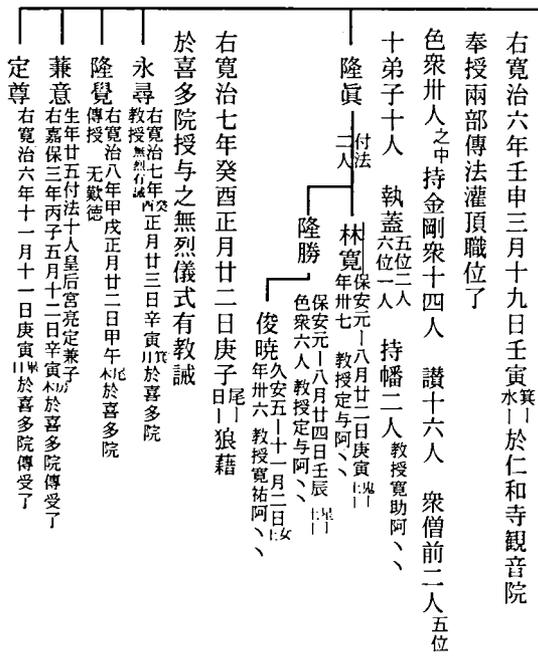
○入道二品親王



(東寺觀智院藏真言付法血脈仁和尚)

權大僧都寛意

付法六人 觀音院 式部卿息



(東寺觀智院藏傳法灌頂相承略記)

右に掲げた仁和寺諸院家記や血脈の類によれば、大御室性信の付法弟子である寛意の付法六人中に隆眞が認められ、その大法師静定房隆眞の付法弟子二人の内の一人が林寛で、保安元年(一一二〇)に三十七歳で灌頂をうけた僧侶である。この記事から逆算すれば、西暦一〇八四(応徳元年)に生まれ、院政期に活躍した、真言宗広沢流仁和寺に關係した人物であると認められる。右に掲げた如く仁和寺諸院家記、仁和寺關係・広沢流の血脈に記載の有ることから、仁和寺關係の僧侶であったことが裏付けられる。仁和寺諸院家記や血脈類聚記の記事によれば、信乃(信濃)阿闍梨と称した僧である。

高山寺には、以下に一覽を掲げる如く、林寛の書写または、その訓点を伝える資料が十五点伝えられているが、それらの奥書に存する「静定房」や「樂生房」などは、右に掲げた史料中に、必ずしも林寛自身の記事とは限らないが、その房名が認められるものである。右に掲げた林寛と高山寺藏の林寛本の林寛とが同一人であろうことは、高山寺藏の林寛本の訓点資料の書写・加點の年代が、林寛の生存時期と重なることなどによつて認められるところである。

## 二、高山寺藏林寛本の概要

以下には、高山寺藏の林寛本十五点を経類と儀軌・次第類にわかれ、書写年代順に配列し、その書誌、奥書等掲げたものであるが、これらの十五点の資料は、いずれも円堂點が加點されたものである。

林寛本

### 【經】

◎資料1 諸佛境界攝眞實經卷上・中・下（重文四部第一一五函84）

三帖

### 〔1〕卷上

○平安時代嘉承二年（一一〇七）寫、林寛筆、粘葉装柀型、中缺、

朱印、押界、朱點（假名、圓堂點、嘉承二年）、原表紙

（表紙）「臺第□箱」

（外題）「攝眞實經卷第一」

（奥書）嘉承二年（一一〇七）五月二日酉時許於靜定房以御本書了

一交了

僧林寛之本

（朱印）「以同御本移點了□□□□」

同年四月十九日以樂成房經御房奉受了」

### 〔2〕卷中

○体裁等〔1〕二同ジ、但シ本文ハ林寛自筆ニアラズ

（表紙）「臺第一箱」

（外題）「攝眞實經卷第二」

（奥書）嘉承二年（一一〇七）四月廿五日於靜定房書了

一交了

僧林寛之本

（朱印）「以御房本移點了□□□□」

同年同月廿日御房奉受了」

### 〔3〕卷下

○体裁等〔1〕二同ジ、但シ林寛筆、尾缺

（表紙）「臺第一箱」

（外題）「眞實經卷第三」

（後掲の林寛本「參考資料3」奥書参照）

右の資料1は寄合書と思しく、卷上と卷下の本文の筆跡は、奥書の林寛の筆と一致するものである。卷中の本文は、林寛の自筆ではなく、卷中の嘉承二年の林寛の奥書とは別筆と判断されるが、奥書は正に林寛筆であつて、卷上・下と同じような性格をもつ同時期の書写本、また、加點本であると認められる。卷下は、本帖の末尾が欠損しているものであるが、後の參考資料3に掲げた現在一具として経藏に伝えられている「如意輪菩薩念誦法（重文四部第一八二函21）」に、本帖の奥書を含む末尾が紛れ伝えられていると認められる。奥書中の「静定房」は、前に掲げた如く、隆真の住房と認められ、「御房」とは隆真を指したものと認められるが、卷上奥書中の「樂成房」が未勘である。訓点は、朱点で円堂點の加點が存している。

◎資料2 金剛頂瑜伽中略出念誦經卷第一一四（重文二部47）四帖

[1] 卷第一

○平安時代嘉承二年(一一〇七) 寫、林寬筆、粘葉装柀型、朱印、

押界、朱點(假名、圓堂點堂點、嘉承三年)、原表紙、

(表紙) (宋書) 「眞第三箱」

(奥書) 嘉承二年(一一〇七) 十月二日「御」房以本書了了

(傳記二五七) 僧林寬之本

(宋書) 「同三年正月廿二日以同本移點了」

(追筆) 「天仁二年(一一〇九) 五月十二日於

瀧尾山御房奉受了」

[2] 卷第二

○体裁等「1」二同ジ、但シ、本文ハ林寬自筆ニアラズ、朱點(假

名、圓堂點、嘉承三年)、墨點(假名、院政期)

(表紙) (宋書) 「眞第三箱」

(奥書) 嘉承二年(一一〇七) 十月廿五日於御房以御同本書了

交了 僧林寬之本

(宋書) 「同三年正月廿五日以同本移點了」

(追筆) 「天仁二年(一一〇九) 五月十三日於瀧尾奉受了」

[3] 卷第三

○体裁等「1」二同ジ、但シ、本文ハ林寬自筆ニアラズ

(表紙) (宋書) 「眞第三箱」

(奥書) 嘉承二年(一一〇七) 十月廿一日於靜定房□□□□以

御本書了 (追筆) 「二交了」

(宋書) 「以同本同三年正月廿七日移點了」 僧林寬之本

(追筆) 「天仁二年(一一〇九) 五月廿四日於瀧尾御房奉受了」

[4] 卷第四

○体裁等「1」二同ジ、但シ、朱點(假名、圓堂點、嘉承三年)、墨

點(假名、院政期)

(表紙) (宋書) 「眞第三箱」

(奥書) 嘉承二年(一一〇七) 十月廿七日於御房以本書了

僧林寬之本

(宋書) 「同三年二月四日以書本移點了」

(追筆) 「天仁二年(一一〇九) 五月廿五日於瀧尾御房奉受了」

(別筆) 「保延三年(一一三七) 十月十日爲故御房奉供養了(導師勝定房阿闍梨)」

資料2も、寄合書と思しく、卷第一及び第四は、林寬の自筆本と認められるものの、卷第二と卷第三は、嘉承二年の奥書の林寬の筆と本文とは異なる。四帖ともに朱筆訓点は全巻にわたり、その朱点は林寬

加点の仮名、円堂点であると推定されるが、卷第二と卷第四には、この朱点とは別に、共に数条ではあるが、墨の仮名の加点が存する。

また、卷第四に認められる保延三年の奥書は、別筆と認められる。

◎資料3 使咒法経(重文四部第六二函90) 一帖

○院政初期寫、林寬筆、粘葉装柀型、朱印、押界、朱點(假名、円堂點、院政期)、墨點(假名、院政期)、原表紙、

(表紙) (宋書) 「眞第五十六」 (宋二テ林也) 「臺第一」

(奥書) 僧林寬之本

(別筆・和眞筆カ) 「奉受了」

資料3は、林寬の自筆本と認められるものであつて、朱点の他に、

墨点の仮名の加点が存する。

【儀軌・次第】

◎資料4 毘盧遮那佛說金剛頂經光明眞言儀軌(重文一部67) 一帖

○平安時代寛治八年(一一〇九四) 寫、粘葉装柀型、朱印、押界、朱

點(假名、圓堂點、永久三年)、原表紙、

(表紙) (本誌) 「東第五箱」

(奥書) (原註) 「寛治八年(一一〇九四)三月十四日書寫畢」

(宋本) 「永久三年(一一一五)七月廿三日於高野御

山解脱房阿闍梨奉受了

僧林寛之本」(弁眞筆力)

三校了

(別下・弁眞筆) 「久安五年(一一一九)四月十四日樂生房奉受了

僧弁眞」

儀軌、次第の内、右の資料4は、他の林寛自筆本、または、林寛自筆を含む寄合書の資料とは、その体裁が異なる。林寛自筆本は、薄茶地の紙原表紙が存する粘葉装であるが、本資料は、濃茶地の紙表紙であつて、その体裁を異にする。また、林寛の僧名が認められる永久三年の奥書は、他の林寛自筆の奥書とは異筆であつて、弁眞筆かとも認められるものである。本文も、林寛自筆とは認め難いように判断される。かかる事情については、必ずしも明確ではないが、後にも述べる如く、本稿に取り上げた本資料以外の林寛本は、弁眞が伝領したものと推測される。永久三年の朱書の奥書が、正しく弁眞筆であるとする、寛治八年書写の当該資料は、弁眞の手に移つた後に、弁眞がかかると永久三年の林寛の奥書を書き添えたとも解釈されるが、後考を待ちたい。

後に掲げた資料にも認められるが、久安五年の弁眞の奥書に認められる「樂生房」は、前に掲げた如く隆勝の住房であると知られるが、仁和寺諸院家記にも、

○鳴瀧花殿院 今常樂院此也

一条記云、景雅法橋房也、宗信阿闍梨傳之、其後讓于定顯法眼了、次讓定成法眼之處、定成相交在家、離當寺之間、沽却于松

殿入道殿祇候女房了、其後女房又沽却佛師法印院賢之間、院賢号宛没後之追福、寄聖禪已講、建立常樂院(本名樂院)了、當時彼已講當時彼已講沙汰也云々、當時号花殿院屋敷、福王子在之、(北院以西也)何時建立之、未考之

(裏書)「上房、古文書云、常樂院上房云々、」(顯證本)

とあつて、鳴瀧に存したことが知られる。同じく仁和寺諸院家記(顯證本)には、

○靜定院 (鳴瀧) 常樂院向也、

本願靜定房林寛阿闍梨云々、一条記云、本者号淨定房、其後院号也、

とあり、「樂生房」「靜定房」ともに鳴瀧にあつて、近隣に存していたことが知られる。「樂生房」「靜定房」の他に、林寛本の奥書には、「鳴瀧上房」(右掲の花殿院の項の裏書に記載された上房に該当か)「鳴瀧房」における書写奥書が認められるが(資料13)、高山寺現存の林寛本に関わる堂為の多くが、鳴瀧周辺において為されたものであることが確認される。

永久三年の奥書中の解脱房阿闍梨は、「良禪」のことと認められる。野沢血脈集巻第一には、「第十六成尊」の項に、

付法五人

眞譽 名持明院流。在野山。入良禪室受密灌。後法仁和寺寬助受。(以下略)

定深 兼賢

良禪 林賢

阿闍梨院房

願注 良禪紀州神崎人。金剛峰寺隨任尊出家。随明算入壇灌頂。

寛助定海同世人也。七十三代堀河院承徳三年補檢校。七十五代崇徳院保延五年二月二十一日入寂。九十二。不動化身也。

教眞  
明算  
明寂

とあり、中院僧正明算の灌頂弟子として掲げられている僧であろうと認められる。

本資料の訓点は、円堂点の加点が存して、他の林寛本と同様であるが、正しく林寛の關係した訓読を伝えたものであるか否かは、今後の検討課題としたい。右にも述べた如く永久三年の奥書が、林寛自筆では無いとしても、同年に林寛が高野山において光明真言儀軌の伝受を受けた事を伝える記事とみることができよう。高野山において林寛が伝受を受けた証は、先学の御高論に引用された高野山西南院蔵の尊勝儀軌巻下にみとめられる。

○尊勝儀軌巻下 一帖 西南院 朱点・墨点

(奥書) 天永四年(一一一三) 五月六日於靜定房〔鳴〕瀧房／以同

御本書了 同月十日移點了

(別筆) 「永久三年(一一一五) 六月廿五日於高野山解脱房阿

闍梨奉受了／僧林寛之本」

同資料の奥書には、天永四年五月六日靜定房鳴瀧房における書写移点奥書と永久三年六月廿五日の高野山解脱房における奉受奥書が存して林寛の名が認められるものであるが、永久三年六月は、本資料4の奥書の前月であつて、永久三年に林寛が高野山解脱房において良禪から伝受を受けた有力な証となる。

なお、高野山西南院には、中院僧正加点点資料として、以下の資料が伝えられるとされる。

○蕤囊梨成就法 一帖 西南院 朱点・墨点

(奥書) 保安二年(一一二二) 五月十六日傳受了／信乃阿闍梨御房

同學三人

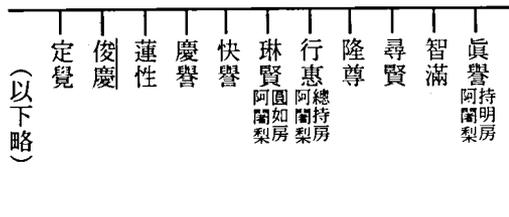
○如意輪念誦儀軌 一帖 西南院 朱点

(奥書) 保安二年七月十三日書了／信乃阿闍梨御房／僧俊慶／

(追筆) 「傳受了」

右の二資料の奥書中にある「俊慶」は、血脈類集記第四に、明算の付法七人の内の一人である先の解脱房良禪の付法二十五人の一人として掲げられている。

良禪阿闍梨 付法二十五人云々



また、この二資料の奥書中の「信乃阿闍梨御房」は、林寛の謂と思しい。林寛は、永久三年頃に伝受を受けた解脱房良禪の付法弟子である俊慶に対して、保安二年に授者として授けたことになる。この二資料は、保安二年の林寛の伝授に關係した資料ということであろうが、中院僧正の加点点資料である。この二資料が如何にして成立したかの検討を待たねばならないが、中院僧正は、俊慶所要のヲコト点法

であると思ふことが出来よう。林寛本の状況から明らかな如く、この二資料も伝受到先立って移点本が作成された可能性も存する。訓読語の内実とともに資料の成立事情の解明を今後の課題としたいが、必ずしも、授者林寛の加點法そのものが反映しているとは見ることが出来ないと思ふ。即ち、本稿にも述べる如く、現存の林寛加點本から認められる林寛の訓點は、専ら円堂點を所用したものであると思ふて矛盾がないように判断される。

◎資料5 佛說七俱脰佛母准泥大明陀羅尼念誦法門 (重文一部75)

一帖

○平安時代康和二年(一一〇〇)寫、粘葉裝柀型、朱印、押界、朱點(假名、圓堂點、嘉承二年)、原表紙、

(表紙)「臺四」(朱書)「廿一」

(奥書)一交了

康和二年(一一〇〇)正月十日於帶口町壇所書了

如意輪法

(朱書)「嘉承二年(一一〇七)二月廿六日於御房以御本移

點了

(別紙)「同三年四月五日御房奉受了」(林寛筆)

資料5は、本文は林寛自筆本ではない。本文と康和二年の奥書とは同筆であつて、嘉承二年と三年の移点・奉受の奥書は、林寛の筆である。本資料の書写者は林寛ではないが、本資料の訓點は林寛の加點と思ふ、その訓読語は、林寛に關係したものであると判断される。

◎資料6 降伏三世忿怒王念誦儀軌 (重文一部46) 一帖

○平安時代嘉承元年(一一〇六)寫、林寛筆、粘葉裝柀型、朱印、

押界、朱點(假名、圓堂點、嘉承元年)、原表紙、

(表紙)「臺四」(朱書)「七十三」

(奥書)嘉承元年(一一〇六)五月十四日未時於靜定房書了

僧林寛之本也

(朱書)「同日以御房御本一交同移點了 同二年二月二日

受奉了」

資料6は、本文に一筆と認められる朱點が施された林寛自筆の書写、加點本である。

◎資料7 金剛頂經一字頂輪王瑜伽一切時處念誦成佛儀軌

(重文四部第六二函81) 一帖

○平安時代嘉承二年(一一〇七)寫、林寛筆、粘葉裝柀型、朱印、押界、朱點(假名、圓堂點、嘉承二年)、原表紙、

(表紙)「臺三」(朱書)「七十一」

(外題)「一字頂輪王念誦儀軌」

(尾題)「一字頂輪王瑜伽念誦儀軌」

(奥書)嘉承二年(一一〇七)四月六日於御房書了(朱書)「以御房

本移點了」

僧林寛之本

(朱書追記)「同月同日御房奉受了」

(別紙・弁眞筆)「久安五年(一一四九)正月廿八日已剋許樂生房

奉受了

資料7も、林寛自筆の書写、加點本であつて、訓點も一筆と思ふ。久安五年の弁眞の奥書が存するが、これに対応すると判断される訓點の記入は認められない。

◎資料8 大虚空藏菩薩念誦法 (重文三部75) 一帖

○平安時代嘉承二年(一一〇七)寫、林寛筆、粘葉裝柀型、朱印、

押界、朱點(假名、圓堂點、嘉承二年)、墨點(假名、院政期)、

原表紙、

〔表紙〕「臺四」(朱)「五十二」

〔奥書〕嘉承二年(一一〇七)八月十三日於靜定房以同御本

書了(朱書)「同日以同本移點了」同年九月一日御房受奉了

僧林寬之本

(別紙)「奉受了」(弁眞筆九)

資料8は、林寬自筆の書写、加點本であると判断される資料であるが、訓點は、林寬自筆と思しき朱點の他に、教条の墨の仮名點の加點が存する。

◎資料9 慈氏菩薩略修愈識法卷上 (重文一部44) 一帖

○平安時代嘉承三年(一一〇八)寫、林寬筆、粘葉装拵型、朱印、

押界、朱點(假名、圓堂點、天仁元年)、墨點(假名、圓堂點、院

政期)、原表紙、

〔表紙〕「臺四」(朱書)「〇七」

〔奥書〕嘉承三年(一一〇八)三月一日於靜定房書了(追筆)「一交了」

(朱書)「以同御本移點了」(追筆)「天仁元年(一一〇八)九月十八日御房

奉受了

僧林寬之本

本資料も、林寬自筆の書写本に、林寬筆と認められる朱點の加點が存するものであるが、その他に、教条の墨による仮名と僅かな墨の円堂點の加點も存する。

◎資料10 金剛壽命陀羅尼經法 (重文一部18) 一帖

○平安時代天永元年(一一一〇)寫、林寬筆、粘葉装拵型、朱印、

押界、朱點(假名、圓堂點、天永二年)、墨點(假名、院政期)原

表紙、

〔表紙〕「臺三」(朱書)「卅一」

〔奥書〕天永元年(一一一〇)十一月十七日申時許於御房

以同御本書了(朱書)「同二年三月八日丑時許以御房

本移點了」

僧林寬之本

(追筆)「同二年九月十九日於瀧尾護尸堂午時許御房奉受了」

(別紙・弁眞筆)「久安五年(一一四九)四月二日巳時許樂生房奉受了」

本資料も林寬自筆の書写加點本に、教条の墨の仮名點の加點が存する。

◎資料11 金剛頂一字頂輪王瑜伽念誦次第 (重文一部17) 一帖

○平安時代天永二年(一一一一)寫、林寬筆、粘葉装拵型、朱印、

押界、朱點(假名、圓堂點、院政期)、原表紙、

〔表紙〕「眞六箱二本内」

〔外題〕「一字次第」

〔奥書〕天永二年(一一一一)二月廿一日午時許於靜定房以

同御本書了

僧林寬之本

(別紙・弁眞筆)「久安五年(一一四九)三月五日樂生房奉受了」

本資料も、林寬自筆の書写加點本であると認められるが、奥書より本書も弁眞領本であることが理解される。

◎資料12 聖不動仁安鎮家國等法 (重文三部88) 一帖

○平安時代天永三年(一一一二)寫、林寬筆、粘葉装拵型、朱印、

押界、朱點(假名、圓堂點、天永三年)、原表紙、

〔表紙〕「臺四」(朱書)「六十六」

〔外題〕「安鎮法」

〔奥書〕天永三年(一一一二)三月十九日申時許於御房以同御本書了

僧林寬之本

(朱書)「同年同月廿七日巳時許以同御本移點了」

(追筆)「一交了」(追筆)「同年四月卅日辰

時許於仁和寺御房降雨徒然之間傳受了」

右も林寬自筆書写加點本であつて、訓點も朱點の一筆の加點が存す

ると認められる資料である。

◎資料13 底哩三昧耶不動聖者念誦秘密法卷上

(重文四部第一五八函6) 一帖

○平安時代永久元年(一一一三)寫、林寬筆、粘葉装柀型、末尾二

丁及び裏表紙ノミヲ存ス、押界、朱點(圓堂點、院政期)、

(奥書) 永久元年(一一一三) 七月廿三日酉時許於鳴瀧上房書了

僧林寬之本

(宋書) 「以靜定房御本移點了 同御房奉受了」

(別件) 「保延三年(一一三三)十月十日爲故御房奉供養了導師勝定房阿闍梨

(別件) 「樂生房奉受了僧弁眞」

底哩三昧耶不動尊聖者念誦秘密法卷中

(重文四部第一二五函20) 一帖

○平安時代永久元年(一一一三)寫、林寬筆、粘葉装柀型、朱印、

押界、朱點(假名、圓堂點、院政期)、墨點(假名、院政期)、原

表紙、

(外題) 「底哩三昧耶經卷中」

(奥書) 永久元年(一一一三) 十月四日酉時許於鳴瀧房書了

僧林寬本

(宋書) 「靜定房以御本移點了 同御房奉受了」

(別件) 「奉受了」

底哩三昧耶不動尊聖者念誦秘密法卷下

(重文四部第六一函56) 一帖

○院政期寫、林寬筆、粘葉装柀型、朱印、押界、朱點(假名、圓堂

點、院政期)、原表紙、

(外題) 「底哩三昧耶經卷下」

(奥書) 「以靜定房御本移點了同御房奉受了」

僧林寬之本

(別件) 「奉受了」

三帖ともに、林寬の自筆の書写加點本と思しいが、卷中においては、院政期の墨の仮名点の加點も認められる。本資料も、弁眞の伝領するところとなったもので、伝受に使われたものであると認められる。

◎資料14 北斗七星護摩秘要儀軌 (重文四部第一一五函83) 一帖

○院政期寫、林寬筆、粘葉装柀型、料紙藍紙(飛雲アリ)、朱印、押界、朱點(假名、圓堂點、嘉承二年)、原表紙、

(外題) 「□斗儀軌」

(奥書) 「上□方奉受了」

(宋書) 「嘉承二年(一一〇七)二月十三日於靜定房以御本

移點了

同日御房奉受了」

(別件) 「一交了」

僧林寬之本

(別件) 「久安五年(一一四九)二月廿一日辰時許樂生房奉受了

僧弁眞」

本資料は、他の林寬自筆本とは料紙などの体裁が異なっているが、本文は林寬の自筆と思しく、訓点も朱点一筆と判断される。

◎資料15 観自在如意輪菩薩瑜伽法要(第四部第一八三函46) 一帖

○院政期寫、粘葉装柀型、朱印、押界、朱點(假名、圓堂點、院政期)、

(表紙) 「眞第五箱」

(奥書) □□□年七月廿八日書了東寺末(宋書) 「學金剛

弟子林寛之本」(朱書ハ「覺印之本」擦消二重書)  
於高野御山傳受了

(別件・弁眞也) 奉受了 弁眞ノ北御房奉受了」

(朱書體也)

於□□王院奉□□□□

資料15は、林寛の自筆本文ではなく、別人の手になるものと認められるが、擦消に重書された朱書は、林寛の筆であると判断される。訓点は朱点の一筆であって、林寛の加点と思しきものである。本資料も、弁眞の所持となつたものである。

右以外に高山寺経蔵には、林寛の名が見える資料が、以下の如くに存する。

【参考】

◎参考資料1 愛染王法事勘進案 (重文四部第二〇二函1-15)

○院政期寫、堅紙、「仁和寺ノ心蓮院」複廓朱印、無點、

(端裏) 「奉院宣自御室依有召注進之」(端裏右傍別筆) 「林寛」

(末尾) 「大治三年(一一二八)十一月五日 大法師位林寛」

院政期の写本で、大治頃書写とみて矛盾は無いように認められる。本文自体も或いは、林寛自筆とみる余地があるように判断されるが、端裏に存する「奉院宣自御室依有召注進之」の下方右傍に「林寛」の書入があつて、この署名が林寛の自署と認められる。林寛自身の関係した伝受の資料であると考えられるのであつて、このことは、林寛本の高山寺経蔵への伝来についての検討の糸口を提供してくれるように考えられる。経や儀軌の林寛本十五資料には、専ら「高山寺」朱印が存するのみで、その来歴を明らかにする手がかりに乏しいが、参考資料1には、「仁和寺ノ心蓮院」の複廓朱印の押捺が認められるのであつて、参考資料1として掲げた「愛染王法事勘進案」が、他の林寛

自筆本と同じく一括して伝えられたものであるとすると、林寛本は、一度、弁眞に伝領された後、仁和寺心蓮院に収められて高山寺に伝えられた可能性が存することとなる。しかし、林寛本の表紙に書入られた情報を参考に「法鼓臺聖教目録」「高山寺経蔵聖教内眞言書目録」を検索すると、

○攝眞實經一部三卷 般若三藏一(法鼓臺 第一)

(資料1 (卷中・下表紙書入) 「臺第一箱」)

○略出經二部同本(眞第三)

(資料2 (卷第一〜四表紙書入) (朱書) 「眞第三箱」)

○七俱胝佛母准泥大明陀羅尼法門一卷 金剛智(法鼓臺 第四)

(資料5 (表紙書入) 「臺四」(朱書) 「廿一」)

○降伏三世忿怒王念誦儀軌二本 不空(法鼓臺 第四)

(資料6 (表紙書入) 「臺四」(朱書) 「七十三」)

○一字金輪次第第二一各別(眞第六)

(資料11 (表紙書入) 「眞六箱二本内」)

など、対応した書名が確認される。五件を取り上げて、以下省略に従つたが、右に掲げた内、例えば、資料1では、表紙に書き入れられた「臺第一箱」とある書入と「法鼓臺聖教目録」の記載が一致する。資料5の表紙の「臺四」の他に「廿一」とある書入が、資料6の表紙には同じく「臺四」の他に「七十三」の書入があつて、それらは「法鼓臺聖教目録」に記載された法鼓臺第四函の目録内の通し条数の番号に符合する。この点は、資料7、資料8、資料9(三十七条目)、資料10、資料12も同様であつて、目録に記載された書と現蔵の林寛本とが対応しているものと認めて矛盾は無いように考えられる。さすれば、林寛本は、高山寺の章創期に既に高山寺経蔵に齎されていたものと考えられるのであつて、林寛関係の資料は、経や儀軌・次第などの

資料は、弁真に伝えられてから、早くに高山寺経蔵を構成する資料として高山寺に齎され、参考資料1「愛染王法事勘進案」の如き林寛関係の資料は遅れて仁和寺から伝えられたものであると判断されて、少なくとも二期に亘って搬入されたものであることが知られる。

◎参考資料2 愛染王法勘文（重文四部第一二四函18―31）

○鎌倉中期寫、續紙、無點、文中に「大治三年十一月五日 大法

師林寛」の記事有り

参考資料1と同日の日付のあるものであるが、書写は降つて鎌倉中期頃であろうと推定される。

◎参考資料3 如意輪菩薩念誦法（第一八二函21） 一帖

○平安時代嘉承二年（一一〇七）寫、粘葉装柀型、中缺、朱印、押界、朱點（假名、淨光房點、嘉承二年）、原表紙、

（奥書）嘉承二年（一一〇七）五月廿五日巳時許於靜定房以御本

書了 一交了

（朱書）「以同御本移點了」（傳）「御房奉受了」

同年同月十日御房奉受了」

（別紙）「保延三年（一一三七）十月十日爲故御房本供養了導師勝定房 阿闍梨」

高山寺典籍文書目録の記載によれば、高山寺一八二函二一〇号如意輪

菩薩念誦法は、淨光房点の加點資料とされ、原本において確かに、淨光房点加點が確認される。同目録には参考資料3として示したと同じき奥書が存するものとして一具として記述されている。おそらく現蔵の形で古より一具として伝えられてきたものであるが、以下の問題点が存する。淨光房点も仁和寺所用のヲコト点ではあるが、現存の当該本は本体と後表紙が共に伝えられているものの、稿者の確認したところでは、如意輪菩薩念誦法の本体と、林寛の奥書の存する後表紙とが体裁・紙質ともに異なるものであつて、如意輪菩薩念誦法そのも

のが林寛本である根拠は見いだしがたい。高山寺経蔵の現蔵資料の状況からすれば、淨光房点加點の如意輪菩薩念誦法は、円樂寺本の一部である可能性が高いように考えられる。即ち、高山寺伝存の林寛本は、円堂点専用の資料群であつて、林寛が他のヲコト点法、淨光房点を使用した証はない。なお、本資料の奥書は、資料1として掲げた「諸佛境界攝眞實經卷下」の末尾が、何時の時点かに混入したものと判断され、右の奥書の書写や加點、伝受の日時も僚卷と思しき卷上・中と近しく、後に掲げた年表にも僚卷と認めて矛盾無く配されることから、かかる推定が裏付けられるところである。

林寛本を伝領したと考えられる弁真関係の資料については、高山寺経蔵に以下の弁真自筆本が伝えられている。

【弁真本】

◎蕪裏梨成就法（重文一部14） 一帖

○院政期寫、弁眞筆、粘葉装柀型、朱印、押界、朱點（假名、圓堂點、久安五年）、原表紙、白地雲母引唐紙繼題簽

（表紙）「法鼓第四箱」（朱書）「百五」

（奥書）久安五年（一一四九）七月六日辰時許奉受了

金剛佛子弁眞

弁眞の書写加點と認められる資料で、訓点は一筆、円堂点の加點資料である。弁真自筆本の体裁の特徴は、薄茶地の表紙に唐紙を題簽として継いだ粘葉装柀型本であり、以下の体裁も同様である。

◎阿迦陀蜜一印千類千轉三使者成就經（重文四部第六二函104） 一帖

○院政期寫、弁眞筆、粘葉装柀型、朱印、押界、朱點（假名、圓堂點、久安五年）、原表紙、白地雲母引唐紙繼題簽

（奥書）久安五年（一一四九）七月六日辰時許奉受了

金剛佛子弁眞

永萬二年四月十六日己丑危宿於靜定房受之 色衆八人

教授覺明 誦經顯實 護摩行任 喫徳範祐

性如上人 高野

於近江山寺授與之 色衆八人 教授覺明

◎速疾立驗魔醯首羅天說迦樓羅阿尾奢法(重文四部第六二函<sup>11)</sup>)一帖  
○院政期寫、弁眞筆、粘葉裝柀型、朱印、押界、朱點(圓堂點、久安五年)、原表紙、白地雲母引唐紙繼題簽  
(奥書) 久安五年(一一四九) 七月九日奉受了  
右は共に、弁眞本の一部である。

金剛佛子弁眞

〔参考〕

◎胎藏私行次第 (重文一部<sup>103</sup>)

○院政期寫、粘葉裝柀型、朱印、押界、朱點(假名、圓堂點、院政期)、墨點(假名、永治元年)、墨點二(假名、嘉應二年)、原表紙(表紙)「臺第七」  
(奥書) 永治元年(一一四一)十一月十日 鳴瀧信乃阿闍梨房

奉受了性如

〔別件〕 嘉應二年(一一七〇) 四月五日鳴瀧大夫阿闍梨御房

奉受了

右の参考資料は、奥書中の「鳴瀧信乃阿闍梨」が林寛を指すものであるなら、これも林寛関係の資料と言ふことになる。永治元年の奥書中の「性如」は、血脈類集記第五に、以下の記載がある僧であろう。

○寛有阿闍梨 上: 性如、下: 性如、付法十一人。六十二少將阿闍梨

〔裏書〕 寛有事

柿御園少將阿闍梨。四位少將有家息。寛意僧都灌頂資

(中略)

仁繼

四十二。靜定院大夫僧都。備後前司藤季通二年十月十五日卒。年八十三

〔裏書〕

仁繼 賢俊

性如は寛有の資であつて、仁和寺に關係した僧と認められる。嘉應二年の奥書中の「鳴瀧大夫阿闍梨」が未勘である。或いは、右掲の仁繼(任繼)である可能性があるように判断されるところであるが、いづれにせよ「鳴瀧」とあつて、仁和寺關係の資料と認めることができる。本資料は、林寛の關係資料と認めて矛盾はないことになるが、ただし、先の林寛本資料群とは異なり、林寛の直接の書写や加點の資料ではなく、林寛の伝授の營為を伝えるもので、その意味では、弁眞本や前に引用した高野山西南院藏の二資料と同様な性格の資料と位置づけられる。

以上に検討を加えた林寛加點の資料は、いづれも円堂點が用いられた資料である。円堂點は、平安後半期、真言宗広沢流の中で使用されたヲコト点法で、仁和寺・高野山・石山寺などにおいて用いられた。先にも触れた如く、参考資料3の如意輪菩薩念誦法(浄光房加點)が、林寛本から除外されるので、高山寺の経藏中に伝存される林寛本(及び、弁眞本)は、円堂點所用の資料群として位置づけられることになる。

さて、以上の林寛の奥書等を通覧するに、まず、右の内の林寛本の多くは、林寛自身の書写本である事に気づく。右の内、寄合書を林寛自筆本に準ずるものと考えて算入すると、林寛筆本ではないと判断されるのは、資料4毘盧遮那佛說金剛頂經光明眞言儀軌と資料15の観自在如意輪菩薩瑜伽法要の二資料であつて、他の多くの資料は、林寛自

身の書写になるものである。高山寺蔵の覚成本の場合、伝領したと思しき資料を多数に含むものであるが、林寛本の場合は、これとは異なる構成をなしていることが知られる。

以下には、林寛(弁真)本の奥書に従い、その記事からの年譜を掲げる。

### 林寛関係年譜

康和二年(一一〇〇)正月十日「佛説七俱用佛母准泥大明陀羅尼念誦法門」於帶

□町壇所書了

嘉承元年(一一〇六)五月十四日未時「降伏三世忿怒王念誦儀軌」於靜定房書了

移點了

嘉承二年(一一〇七)二月二日「降伏三世忿怒王念誦儀軌」受奉了

二月十三日「北斗七星護摩秘要儀軌」於靜定房以御本移點了

了受奉了

二月廿六日「佛説七俱用佛母准泥大明陀羅尼念誦法門」於

御房以御本移點了

四月六日「金剛頂經一字頂輪王瑜伽一切時處念誦成佛儀

軌」於御房書了移點了奉受了

四月十九日～廿日「諸佛境界攝眞實經卷上・中」奉受了

四月廿五日～五月二日「諸佛境界攝眞實經卷中・上」於靜

定房以御本書寫了

五月十日「某書(諸佛境界攝眞實經卷下力)」御房奉受了

五月廿五日巳時許「某書(諸佛境界攝眞實經卷下力)」於

靜定房以御本書了一交了

八月十三日「大虚空藏菩薩念誦法」於靜定房以同御本書了

移點了

九月一日「大虚空藏菩薩念誦法」御房受奉了

十月二日～廿七日「金剛頂瑜伽中略出念誦經卷第一―四

〔於靜定房以御本〕書了交了

嘉承三年(一一〇八)正月廿二日～二月四日「金剛頂瑜伽中略出念誦經卷第一―

四〕移點了

三月一日「慈氏菩薩略修證法卷上」於靜定房書了

四月五日「佛説七俱用佛母准泥大明陀羅尼念誦法門」御房

奉受了

天仁元年(一一〇八)九月十八日「慈氏菩薩略修證法卷上」御房奉受了

天仁二年(一一〇九)五月十二日～廿七日「金剛頂瑜伽中略出念誦經卷第一―四

於瀧尾奉受了

天永元年(一一一〇)十一月十七日申時「金剛壽命陀羅尼經法」以同御本書了

天永二年(一一一一)二月廿一日午時許「金剛頂一字頂輪王瑜伽念誦次第」於靜

定房以同御本書了

三月八日丑時許以御本「金剛壽命陀羅尼經法」移點了

九月十九日「金剛壽命陀羅尼經法」於瀧尾護尸堂午時許御

房奉受

天永三年(一一一二)三月十九日申時許「聖不動心安鎮家國等法」於御房以同御

本書了

廿七日巳時許「聖不動心安鎮家國等法」移點了

四月卅日辰時許「聖不動心安鎮家國等法」於仁和寺御房降

雨徒然之間傳受了

天永四年(一一一三)五月六日「尊勝儀軌卷下」於靜定房鳴瀧房以同御本書寫了

(西南院本)

十日「尊勝儀軌卷下」移點了(西南院本)

永久元年(一一一三)七月廿三日～十月四日酉時許「底哩三昧耶不動尊聖者念誦

秘密法卷上・中・下」於鳴瀧房書了奉受了

永久三年（一一二五）六月廿五日「尊勝儀軌卷下」於高野山解脫房阿闍梨奉受了

（西南院本）

七月廿三日「毘盧遮那佛說金剛頂經光明眞言儀軌」於高野

御山解脫房阿闍梨奉受了

保安二年（一一二二）五月十六日「糞寶梨成就法」傳受了信乃阿闍梨御房（西南院

本・林寛ノ伝授資料）

七月十三日「如意輪念誦儀軌」書了傳受了信乃阿闍梨御房（俊

慶・西南院本・林寛ノ伝授資料）

大治三年（一一二八）十一月五日「愛染王法事勘進案」及び「愛染王法勘文」

保延三年（一一三七）十月十日「金剛頂瑜伽中略出念誦經卷第一―四」爲故御房

奉供養了（導師勝定房阿闍梨）

十月十日「底哩三昧耶不動聖者念誦秘密法」爲故御房奉供

養了（導師勝定房阿闍梨）

十月十日「某書（諸佛境界攝眞實經卷下力）」爲故御房本

供養了（導師勝定房阿闍梨）

永治元年（一一四二）十一月十日「胎藏私行次第」信乃阿闍梨御房奉受了（性如・

林寛ノ伝授資料）

弁眞關係年譜

久安五年（一一四九）正月廿八日巳剋許「金剛頂經一字頂輪王瑜伽一切時處念誦

成佛儀軌」樂生房奉受了

二月廿一日辰時許「北斗七星護摩秘要儀軌」樂生房奉受了

三月五日「金剛頂一字頂輪王瑜伽念誦次第」樂生房奉受了

四月二日巳時許「金剛壽命陀羅尼經法」樂生房奉受了

四月十四日「毘盧遮那佛說金剛頂經光明眞言儀軌」樂生房

奉受了

七月六日辰時許「糞寶梨成就法」奉受了

辰時許「阿迦陀蜜一印千類千轉三使者成就經」奉

受了

七月九日「速疾立驗魔醯首羅天說迦樓羅阿尼奢法」奉受了

右掲の一覽は、林寛・弁眞本の奥書より伝受や加點の事項についての記事を編年に配したものであるが、林寛は、嘉承元年（一一〇六）より天永二年（一一一一）まで専ら靜定房で隆真からの伝受を受けている。天仁二年（一一〇九）頃よりは、瀧尾・瀧尾護摩堂や鳴瀧房などにおいても伝受を受けて、永久三年（一一一五）年には高野山解脫房で良禪より伝受を受けている。これらの資料で、問題となるのは、たとえば、資料1の撰眞実經卷上の場合である。奥書には、

（奥書）嘉承二年（一一〇七）五月二日酉時許於靜定房以御本書了

一 交了

僧林寛之本

（朱書）「以同御本移點了□□□□」

同年四月十九日以樂成房經御房奉受了」

とあり、奉受の期日が、書写の期日に先行している。奥書の記載を信ずる限り、伝受は四月十九日に樂成房の經を以て行われたもので、伝受の後に、撰眞実經卷上の書写加點の作業が行われたものであつて、資料における訓點は、伝受の場の言語活動とは必ずしも連動しないものであつたらうと考えられる。即ち、当該資料に現れる訓読語は、靜定房隆真の所持本からの移点によるものであつて、伝受の場の言語の反映とは認められないものである。

高山寺藏の現存の林寛本が、本来の林寛本の総てであると認めることは到底できないが、伝受も随意に行われたようで、經と儀軌類とは

それぞれ、時間的に纏まった形ではないし、儀軌類も明王部に属するものや菩薩部に属するものやのまとまりが無く任意であつたと認められる。院政期には、覚成本によつて知られる如く、儀軌類などの伝授に際しては、諸尊の部毎に纏まつて伝授されていた場合も存したが、林寛本のような伝授の実態が存していたことにも注意を払う必要がある。ろう。

さらに保延三年(一一三七)十月十日には、これらの伝受本を使用して、故御房―資料的な裏付けを果たしてはいないが、或は、隆真であらうか、隆真は寛治六年(一一〇九)に三十七歳で寛意より灌頂を受けており、天喜四年(一一〇五六)生である―の供養に供している。弁真は、久安五年(一一四九)に、付属されたのであらう、この林寛本をもつて樂生房で伝受を受けたものである。

### 三、高山寺藏林寛本における訓読語の性格

高山寺藏林寛本の多くは、右に検討した如く、隆真の所持本に基づいて、書写移点されたものであり、さらに弁真によつて伝領され、伝受に使用されたものであることが判明したが、これらの資料に現れた訓読語は、どのような性格のものとして把えることができるのであらうか。右に取り上げた林寛本については、稿者はすでにその一部を取り上げて論じたことがある。同じく林寛本でありながら、經の訓読語には、

○即(ち)所灌頂の者ヲを引(き)帝釋方の門より入(れて)

(資料2 金剛頂瑜伽中略出念誦經卷第四)

などの訓があつて、訓読語としては、古語的性格を示すのに対して、儀軌・次第の訓読語は、古語的性格を持たないことを林寛本を含めた

真言宗広沢流、小野流の資料を取り上げて論じたことがある。即ち、林寛個人の訓読語において、訓読される資料の性格によつて訓読語が異なつていたということを論じた。ここで次には、このような林寛本の訓読語は、伝承的であつたのか、または、当代的に改変されたものであつたのかが問題となるところである。以下には、この問題について検討を加えようとするものである。

先に掲げた林寛本十五資料の内、以下に取り上げるのは、複数の訓点または、複数の訓読が並記された資料である。十五点中の大半の林寛本は、林寛の師・隆真の所持本を親本として書写され、また同じく隆真本をもとに移点されたものと考えられ、多くは隆真から林寛への伝受に際して使用されたものである。また、同じ本を使つて弁真への伝授が行われたものと考えられるが、これらの数度に互る言語的營爲の結果が、林寛本の中にどのように認められるのかを以下に検討することとする。かかる検討を通じて林寛本における訓読語の伝承と改変の問題を明らかにすることとする。

資料1 諸佛境界撰真実経は、三帖共に、加點された訓点は一筆であると認められる。その中にあつて、卷上に以下の例が存する。

○行者此(の)眞言を持(つ)・時(に)右の拳の頭指を外(に)  
向(けて)揺動(せ)よ。是 駟逐ノ「カ駟リ逐フ」相なり。

朱点に二種の訓読が存する。右傍訓は音読を示したものと認められ、一方、異読として示した左傍訓は、「カリヲフ」と和語に訓んだものと考えられる。同一箇所の漢文に二種の訓読が存するのであるが、左右の仮名は一筆と認められる。この例は、後に例を掲げて検討する如く、左傍訓に相当する仮名を、それぞれ「駟」「逐」に対する注と見て訓み下される訓読文の成立に直接関与しないとする余地もあるが、

いづれにせよ移点の親本となつた静定房隆真本に既に存した形を一時に移点したものと考えられる。

資料2の金剛頂瑜伽中略出念誦經には、卷第二と卷第四に朱点以外の墨の仮名点が存する。以下の例である。

○次(に)須(らく)觀(返)に入(る)「須(再讀)し 出入(の)

息を正(し)「クスヘシ」

(卷第二・二)ハ墨点、以下同ジ、下欄外二「止或」書入アリ)

○一切如來の暴惡を調(伏)す」と作(す)「(卷第二)

○即(ち)壇の内(返)に於(て)下小の牀(返)を置(き)以

(て)其(の)濕衣を覗(イ)テ

(卷四・下欄外二)親 □/七人反/至也/近也」書入アリ)

右の三例は、ともに墨点の存する例であるが、第一例は「或」本との校合によつて、以下二例も傍記や下欄外の書入を考慮すると本文に異同の存する例であろう。その異同の存する箇所に加點されたものであるが、墨点の訓読は、朱点の訓読に必ずしも異説を記したものではなく、朱点の訓読と矛盾しないと判断される。また、資料2には、この他に、

○智者其(の)力(返)に隨(ひて)能(く)繩(返)を以(て)其

(の)壇を緝(イ)テ「(卷第三)

○金剛勢と(い)者意(を)以(て)笈(イ)テ「(イ)笈(け)」

舉(くる)なり(卷第三)

○人金剛線道を騎(リ)慕(ル)こと「(イ)慕(ユ)ること」「(イ)慕(ル)コ

ト」得不。(卷第三)

○外壇(の)「之」外の周圍は各(の)闊「(イ)闊」一肘。(卷第三)

○大自在妻の乳房「(イ)房」を押(せ)と(卷第三)

○汝儻「(イ)儻」二「說(か)者(卷第四)

○彼(の)衆を夾(メ)「(イ)夾(シ)取(りて)」(卷第四)

などの朱点における訓読の異同例が認められるが、これらはいずれも同一筆の訓点である。即ち、資料1の場合と同様に、林寛本の移点の元となつた静定房本において既に存した異訓並記の例であると認められるのであつて、林寛はそれを忠実に移点したものであると判断される。

資料3使咒法經には墨点の加點が存する。

○世相凌(き)「(イ)凌(シ)に)せむ者と

この一例であるが、墨点の訓読は、朱点の訓読に矛盾するものではない。

資料5佛說七俱胝佛母准泥大明陀羅尼念誦法門では、次の一例、

○又身に輕(キ)羅(綿)袖「(イ)羅(綿)ナラム袖」・天衣を着(し)め

よ。

が認められる。この例は、右傍に音読を、左傍に訓読を示したものであるうと判断されるが、訓点は一筆であつて、移点の親本にすでに存した異同を移したものであると考えられる。

資料7金剛頂經一字頂輪王瑜伽一切時處念誦成佛儀軌では、

○故に騎(キ)「(イ)騎(入)す)應(から)不

○嬋(シ)ク娟(カ)ナル「(イ)嬋(娟)娟(平)たる)」花の

の例があつて左右の朱点共に一筆である。前者の場合、左傍訓に当たる「ノルナリ」は、訓み下される訓読文には、そのままでは直接には対応しない語形であつて、「慕」の単字の注であると解釈することによつてこの事象を矛盾無く位置づけることができる。後者の場合は、

訓読上の異同を記した例とも解釈され得る。この二例はともに、同一筆で加点されたものであって、既に掲げた例と同様に、親本に存したものを移点したものと解釈される。

資料8 大虚空藏菩薩念誦法にも、同様の例が見いだされる。

○行者先(つ) 灌頂道場(に)して親しく「イ親<sup>マツ</sup>リ」師(返)(に)對(ひて) 儀軌を受<sup>レ</sup>得<sup>ズ</sup>應<sup>シ</sup>し。

の例であつて、同一筆と判断される朱点に訓読上の異同が認められる。

資料9 慈氏菩薩略修愈識法卷上には、

○一切を利(せむ)か爲に・瑜祇(返)を修(して)速に慈氏の大

悉地を成(せむ) (爲利一切修瑜祇速成慈氏大悉地)

「イ利シテ一切ノ瑜祇を修(して)速(に)慈氏(の)大悉地

(を)成セム力爲ナリ」

○速に慈氏の同一體を證せむ。(速證慈氏同一體)

「イ速(に)慈氏(返)ヲ證(せむ)同一體ナラム」

などの語序の異同例や、

○餘は如<sup>ナ</sup>「イ依<sup>ニ</sup>舊<sup>ノ</sup>」(再讀)シ「イ舊に依(るか)如(し)」

○寒普<sup>ニ</sup>合<sup>ニ</sup>轍<sup>一</sup>「イ轍<sup>一</sup>」

など、後者の如く陀羅尼の読みの異同も存している。これらは前の資料と同様に、一筆で加点された朱点の内部に存する異同であつて、前と同様、親本に既に存した事象をそのまま引き継いだものであると考えられる。資料9には、墨点の加點も存するのであつて、朱点との異同には、

○或(は)像を浴洗(し)・人事(を)接(せ)よ「イ人<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>

接ル」。

○結<sup>ニ</sup>引<sup>一</sup>「イ結<sup>ニ</sup>引<sup>一</sup>」訖灑<sup>ニ</sup>合<sup>一</sup>

の例が存して、この二例が朱点と墨点で訓読が異なる例と認めることができる。

資料10 金剛壽命陀羅尼經法にも、朱点と墨点の訓読上の異同の確例が存する。

○降三世菩薩種々に苦<sup>ニ</sup>治<sup>一</sup>(し)たまひて「イ苦<sup>一</sup>治シテ」乃(ち)「於」死に至(らし)メツ。

○辨才無碍ならむ「イ無碍ナリ」

右の二例であつて、林寛本における林寛の書写加點の後に異訓が加えられたものであると判断される例である。

資料12 聖不動仁安鎮家國等法には、

○西南方(には)慘<sup>ニ</sup>色<sup>一</sup>旗(を)作(れ)

○々(旗)(の)上(に)風天(を)畫(け)。<sup>カクシロシシ</sup>乘(る)。

○々(旗)(の)上(に)伊舍那天(を)畫(け)。<sup>シノメナリ</sup>犁<sup>ニ</sup>上<sup>一</sup>牛(に)

乘(る)。

などの初掲例の「慘」の左傍「ケフリ也」や、第二例目の「乘」の左傍「シノ、メナリ」、同じく第三例目の「犁」の右傍「エセウシナリ」は、同資料に、

○飢凍<sup>ニ</sup>鬼魅流行<sup>一</sup>(し)て

○群君背叛<sup>ニ</sup>せむ。

などとして存する「凍」字の左傍の書入「多交反水也」や、後掲例の「叛」字の左傍の書入「薄半反奔也」などの注記書入と同様に位置づけられるものであつて、訓読して訓み下された訓読文に直接に語形と

して反映するものではないと認められよう。資料12に認められる異同は、

○仁ナキ 當ナキ(に) 我か爲ナキ(に)・此の法を成就ナキすることを「ナキ成就ス

〈シ〉

の例であるが、この箇所も同様に訓点は一筆である。

資料13の底哩三昧耶不動聖者念誦秘密法卷中には、墨点の加点が存するが、

○目の前に對シ(するか) 如ク・其ノ(の) 身心ヲを放ツ

とあつて、朱点と矛盾する異訓を記している訳ではない。同様に陀羅尼にも墨点の加点が存するが、加点箇所は朱点が存しないところであつて、朱点に対する異なつた読みを表記しているものではない。卷下には、

○唯シ(し) 前の髮印ニ手返を翻シテ倒シテ倒シテ倒シテ(に) 垂

(れ) て額の前に至ルを

○亦能ク風返を團カシ團ニして

の例がある。既に述べたように他の資料と同じく、一筆で書き込まれた訓点であつて、林寛本は移点のもとになつた静定房隆真本に既に存した並記の訓点を移点したものと判断される。

以上、十五資料を通過してきたが、林寛本に加點された異訓並記の様態によつて、林寛本を以下の如く類別することができる。

○訓点が一筆(一筆)であつて、訓読も一種を示した資料。

—資料4・資料6・資料11・資料14・資料15

○訓点は一筆での加点であると認められるが、異訓が並記されている資料。

—資料1・資料5・資料7・資料8・資料12

○訓点には朱点・墨点の二種が存するが、補完的加点であつて、二種訓点には異訓を並記したものではない資料。

—資料2(朱点の異訓並記あり)・資料3・資料13

○訓点に朱点・墨点の二種が存し、後に付された訓点(墨点)が異

訓の加点である資料。

—資料9・資料10

右の分類の内、問題となるのは、末尾に掲げた「訓点に朱点・墨点の二種が存し、後に付された訓点(墨点)が異訓の加点である資料」である。前三者は、林寛の加點(移点)以降に、訓読を改変されたと積極的に認められる資料ではなく、移点の親本の様態をそのまま移点したものであるか、または、林寛の移点後に加點されたと思しき資料であつても、それによつて訓読語そのものが改変されたものとは、積極的には認められない資料である。これらの資料は、異訓の存在も含めて、隆真本などの親本の訓点からの伝承性が強いものと認めて矛盾はない。問題となる右の分類の内の末尾に掲げた資料9、資料10の場合であるが、これに該当する例は、資料9において二例、資料10においても二例であつて、多くの例が存する訳ではない。即ち、林寛本という資料群における訓読語の性格として、円堂加點の仁和寺の隆真—林寛(—弁真)系統の訓読を伝える比較的純粋な言語資料群と認められるのである。

これら林寛本の加點の様態は、先にも確認した如く後の加筆と認められる加點が多くはない。前に触れた如くの例外もあるが、基本的には、林寛が伝受に際して本文を書写し、加點したものを持つて伝受の場に臨んだものであると認められるものであつて、林寛本に伝えられている訓読語は正しく移点に依つたものであろうと推定される。弁真も、この林寛本を以て伝受等に臨んだものであろうが、右の如く、

この折りの訓点の書入も決して多くはなく、また、さらにはその書入が異訓を示した例となると、その確例は誠に少ない。これらの林寛本の資料群はまさに、真言宗広沢流にあつて、院政期における訓読語の伝承性の強さを物語っている資料群であると認められる。

おわりに

以上、院政期の真言宗広沢流における訓読語資料である高山寺蔵の林寛本を中心として検討を加えてきた。

本稿の目的の一つは、院政期における訓読語の実態の解明であつて、さらには、導かれた実態がどのように位置づけられるのかにあつた。例えば、院政期の訓読語は、固定的に伝承されるのが一般的であつたのか、或は、個人によつては、伝承にとられない新たな訓読語が生み出され、展開されていたのかの点にあつた。右に述べてきた如く、林寛本の場合は、真言宗広沢流において伝承性の強さを示した。訓読語の伝承性の強さを示す事例が他にも存するであろうことは、本稿に触れた俊慶の訓読語の例が該当しそうであるし、院政期における天台宗寺門派の訓読語も伝承性の強さを示す場合のあることを指摘したことがある<sup>②</sup>。このような、林寛本の訓読語の伝承性の強さが、果たして院政期の真言宗広沢流全体の中において特殊であつたのか、または、一般的なことであつたのかの解明が今後の課題として残された。さらに、院政期全般において真言宗小野流や天台宗における状況も課題として残つた。真言宗小野流については、金剛界儀軌を取り上げて院政期における訓読語の改変の可能性を指摘したことがあるが、時代全体に目配りをした検討が必要であると認められる。

伝存量の多い訓点資料にあつては、ある一個人に焦点を当てて、そ

の個人の複数資料を発掘し、丹念に収集、検討することによつて、その具体的言語生活の一端を浮かび上がらせることが可能であると考えられる。その積み重ねによつて、右の課題が解明される可能性が存するものと考えられるが、かかる方向の研究は、いまだ多いとは言えないであろう。本稿もその一つの足掛かりとなればと考えるが、残された課題は多い。

(注)

1 中田祝夫「元興寺 法相宗明詮僧都の加点本について」(『古点本の国語学的研究 総論篇』講談社、昭和二十八年)

2 築島裕「国語史上における明詮大僧都の訓説」(『南都仏教』第三十五号、昭和五十年十一月)

3 築島裕「成身院本について」(『高山寺典籍文書の研究』昭和五十五年十二月、『平安時代訓点本論考 研究篇』平成八年五月に再録)

4 築島裕「自證房覺印の訓点について」(『和漢比較文学叢書 2 上代文学と漢文学』和漢比較文学会編、汲古書院、昭和六十一年九月)

5 日本雅幸「朗澄律師と古訓点」(『石山寺の研究 深密藏聖教篇下』石山寺文化財総合調査団編、法蔵館、平成四年二月)

6 拙稿「高山寺経蔵覚成本について」(『高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集昭和五十九年度』昭和六十年三月)

7 築島裕「平安時代訓点本論考 研究篇」(汲古書院、平成八年五月) 八〇二頁。

- 6 築島裕『平安時代訓点本論考 研究篇』（汲古書院、平成八年五月）
- 7 高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺経蔵古目録』（高山寺資料叢書第十四冊、東京大学出版会、昭和六十年二月）
- 8 拙稿「高山寺伝存の円堂点資料について」（『高知大國文』第十六号、昭和六十年十二月）  
小林芳規「高山寺伝存の仁和寺円樂寺本について」（『高山寺典籍文書綜合調査団研究報告論集平成五年度』平成六年三月）
- 9 注4論文
- 10 注4論文
- 11 拙稿「平安後半期の真言宗における経の訓読と儀軌の訓読」（『鎌倉時代語研究』第十九輯、平成八年八月）
- 12 拙稿「天台宗寺門派における金剛界儀軌の訓読について」（『継承と展開1 古代語の構造と展開』、和泉書院、平成五年六月）
- 13 拙稿「真言宗小野流における金剛界儀軌の訓読」（『国文学攷』第一三二・一三三合併号、平成四年三月）

〔付記〕本稿を成すにあたって、高山寺御当局の小川千恵様には、格別のご高配を忝なくした。また、築島裕先生、小林芳規先生、沼本克明氏、月本雅幸氏には、貴重なお意見を賜った。記して深謝申し上げる次第である。

（まつもと みつたか、広島大学教授）

（平成十二年七月五日受理）